

第10回 愛知県中学校ゴルフ選手権秋季大会 兼 令和4年 全国中学校ゴルフ選手権春季大会 愛知県予選

主 催 愛知県高等学校・中学校ゴルフ連盟
開 催 日 令和4年8月29日(月)
開催コース 名古屋グリーンカントリークラブ 男子：南・東コース 女子：東・中コース
〒470-0424 豊田市御作町釜土1188-1
TEL 0565-76-4111

この大会はR&A・USGA発行のゴルフ規則(2019年1月施行)及び日本高等学校ゴルフ連盟競技規則と、この競技のローカルルールを適用する。
これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認のこと。
別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰(2打罰)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(ゴルフ規則18)

- アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- 各ホールにおいて、アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを越えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. レッドペナルティーエリア(ゴルフ規則17)

- レッドペナルティーエリアの境界は赤杭をもって標示する。
- レッドペナルティーエリアの縁がアウトオブバウンズの境界縁まで及んでいる場合は、そのレッドペナルティーエリアの縁はアウトオブバウンズの境界縁と一致する。
- プレーヤーの球がペナルティーエリアにある場合(たとえ球が見つかっていなくても、ペナルティーエリアにあることが分かっている、または事実上確実である場合を含む)、そのプレーヤーは規則17.1dに基づく選択肢の一つを使って救済を受けることができる。

3. 異常なコースの状態(ゴルフ規則16)

- 青杭または白線区域で囲まれている区域はプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。
規則16.1fに基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。
- プレーヤーの球が張芝の継ぎ目の中にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイング区域の障害となっている場合、
 - ジェネラルエリアの球：そのプレーヤーは規則16.1bに基づいて救済を受けることができる。
 - パッティンググリーン上の球：そのプレーヤーは規則16.1dに基づいて救済を受けることができる。しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。救済を受けるときは張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後にどの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から1クラブレンジ以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則14.3c(2)に基づいて要求されるように処置しなければならないことを意味している。
ローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則14.7aに基づく一般の罰。
ジェネラルエリアの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則16.1bに基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は継ぎ目とみなされる。このローカルルールの違反の罰は2打。
- パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるペイントの線や点は規則16.1に基づき救済が認められる修理地として扱われる。しかしペイントの線や点がプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。
- コース内にあるU字排水路はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない。
- 人工の素材で作られ、カート道路に沿って設置されている排水路はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。プレーヤーは規則16.1bに基づいて罰なしに救済を受けることができる。
- 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物みなす。
- 動かさない障害物によって囲まれた庭園区域(花壇、低木の植え込みなど)とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコースとして扱われる。
- コースと不可分の物
- 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物(まき網など)。

4. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

5. 特定の用具の使用制限

- 「適合ドライバーヘッドリスト・ローカルルールひな型G-1」を適用する。
- 「溝とパンチマークの使用・ローカルルールひな型G-2」を適用する。

c)「適合球リスト・ローカルルールひな型G-3」を適用する。
上記 a) ～ c) に対する違反の罰：競技失格

6. 険悪な気象状況によるプレーの中断(ゴルフ規則5, 7)

危険な状況のためのプレーの中断はサイレンで伝えられる。プレーの再開はサイレンによって伝えられる。
プレーの中断：1回の長いサイレンによって通報する。
プレーの再開：断続した長いサイレンによって通報する。

7. ホールとホール間の練習

規則5. 5bは次のように修正される。

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
- ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面を擦ったり、球を転がすことでパッティンググリーン面をテストする。

8. スコアカードの提出(ゴルフ規則3. 3b)

スコアリングエリア方式を採用する。プレーヤーのスコアカードはプレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはアテスト担当者にその意思を告げねばならず、そしてすぐに戻らなければならない。

9. 競技終了時点

本競技は競技委員長の終了宣言をもって終了する。

10. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議するものとする。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、当日スターティングホールにて指示して告示する。
2. **受付時間を06:50～08:30**とする。
3. 使用ティは男子は青マーク、女子はコンペティションマークとする。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す場合がある。
5. コース内では緊急時以外の携帯電話の使用を禁止する。
緊急時の連絡先：愛知工業大学名電高等学校 岩田 崇志 携帯090-4236-4890
6. 動物除けの電柵には絶対に触れないこと。(24時間通電しているため)
7. 競技委員・選手以外はゴルフ場の敷地内のうち駐車場以外の場所に立ち入ってはならない。
1番のティグラウンド付近及び9番のグリーン付近へは、ギャラリーの立ち入りはできません。

競技委員長